

- 農業信用保証保険支援総合事業実施要綱の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものについて
 (令和5年3月31日付け4経営第3236号農林水産省経営局金融調整課長) 一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>農業信用保証保険支援総合事業実施要綱(令和5年3月31日付け4経営第3014号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)別記1及び別記2の規定に基づき農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものを下記のとおり定めたので、通知する。</p>	<p>農業信用保証保険支援総合事業実施要綱(令和5年3月31日付け4経営第3014号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)別記1から別記3までの規定に基づき農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものを下記のとおり定めたので、通知する。</p>
記	記
<p>4 実施要綱別記1の第3の(2)のアの事業に関する要件 (削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>⑫ 令和4年9月17日から同月24日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの(令和5年度までに保証契約を締結したものに限る。)</p> <p>⑬～⑮ (略)</p>	<p>4 実施要綱別記1の第3の(2)のアの事業に関する要件</p> <p>⑫ <u>令和4年7月14日から同月20日までの間の豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの</u></p> <p>⑬ <u>令和4年8月1日から同月22日までの間の豪雨及び暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの</u></p> <p>⑭ 令和4年9月17日から同月24日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの</p> <p>⑮～⑰ (略)</p>
<p>5 実施要綱別記2の第2第2項の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるもの</p> <p>人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知)2(1)の実質化された人・農地プラン(同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱</p>	<p>5 実施要綱別記2の第2第2項及び別記3の第2第5項の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるもの</p> <p>人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知)2(1)の実質化された人・農地プラン(同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱</p>

うことのできる同種取り決め等を含む。)

(削る。)

うことのできる同種取り決め等を含む。)

6 実施要綱別記3の第3第2項の(1)のアに規定する算式に適用する
推定事故率及び推定回収率

推定事故率	推定回収率
2.2%	19.6%

附 則 (令和6年3月29日5経営第3222号)
この通知の改正は、令和6年4月1日から施行する。